

平成 30 年 6 月 15 日現在

機関番号：32644

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K06380

研究課題名(和文) 現行都市計画・建築規制制度の当初設計意図と時代的変容に関する研究

研究課題名(英文) A Study on the Initial Design Intention and Periodical Transformation of Current Urban Planning and Building Regulation System

研究代表者

加藤 仁美 (Kato, Hitomi)

東海大学・工学部・教授

研究者番号：00152736

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、総合設計制度(1970)、地区計画(1980)を対象とし、各規制制度の創設・改正の社会的背景と意図、運用指針や基準の設定等を検証し、その後の変容と市町村等における運用実態を明らかにした。その結果、国の制度設計段階における都市計画(都市局)と建築規制制度(住宅局)等の守備範囲等をめぐる調整、国の制度設計意図(市町村の主体性・裁量性の想定)と地方公共団体の運用実態(住環境の総合性の担保)との関係、制度化段階における私権制限と公共性(法制局)の解釈、が焦点として浮かび上がった。

研究成果の概要(英文)：In this research, we examined the social background and intention of the creation and revision of each regulation system, the setting of investment guidelines and standards, etc. for the comprehensive Planned Development Design System (1970) and District Planning System (1980), and the subsequent transformation and municipalities etc. in order to clarify the operational status. As a result we clarified the important point, coordination over the scope of defense such as urban planning and building regulation system etc. at the institutional design stage of the country, national institutional design intention and the actual situation of operation by local governments, interpretation of privat restrictions and public affairs at institutional stage.

研究分野：都市計画制度史、建築法制史

キーワード：総合設計制度 総合設計委員会 総合設計制度許可準則 地区計画制度 建築審議会 都市計画中央審議会 住宅局 都市局

1. 研究開始当初の背景

現行の建築基準法集団規定及び都市計画法による市街地コントロール手法の制度体系となつてから50年近くが経つ。しかしながら、人口減少時代の到来を迎え、フローを前提とした現行制度の限界が叫ばれ、新たな制度体系の確立が急務となっている。

近年、現行の市街地コントロール制度の抜本改正は、国でも重要な検討課題と認識されてきたが、実現には至っていない。また、旧都市計画法成立から100年（2019年）、現行都市計画法成立からも50年（2018年）という節目にむけて現行制度の成果と限界を総括しておくことはきわめて重要である。

我が国の建築基準法及び都市計画法を中心とした法体系は、都市の成長・拡大を前提とした全国一律の最低基準を規定し、事前明示された数値基準への適合を基本としてきた。現行の法規制は、全国一律・最低基準であるため、用途地域制の下で、多様な形態、密度・ボリューム、用途の建築・開発が容認され、開発圧力の高い市街地では、周辺環境との軋轢を生じる建築・開発も横行し、周辺環境に配慮した質の高い建築物や一定水準の住環境の形成に寄与してこなかった。

また、ストック社会、成熟社会の中で、地域環境を尊重した新たな法体系への転換・確立が急務となっている。例えば、歴史的建造物を含む既存建築物の利活用、時代のニーズによって現れてきた新種の用途の建物と周辺環境との齟齬等、現行法規制ではコントロールできない事態や大きな障害が発生している。国では、種々の都市計画制度の創設、あるいは改正が行われてきたが、上記の課題に対しては、対処療法的であり、抜本的対応策は講じられていない。性能規定化の議論の中では、そもそも、種々の法規制の本来の目的や主旨が曖昧となっていた面も顕在化した。

2. 研究の目的

以上を背景に、本研究では、現行都市計画及び建築規制制度を対象として、制度創設時の時代背景や社会的要請による当初の主旨・意図と、導入後の運用実態等を追跡、検証し、これらの変遷を探るとともに、新時代の制度体系構築への示唆を以下の視点で得ることを目的とした。

①新都市計画法制定以降における市街地環境に関する規制制度の創設・改正の社会的背景と意図、運用指針や基準の設定等を把握・検証し、その変容過程を追跡するとともに現代的意義を確認する。

②制度創設後、自治体により地域の実情に応じて導入していくプロセスを明らかにし、制度導入後の運用実態および変容を追跡・検証する。これらを通じ、今日的課題解決に向けた制度設計の留意点および実現にあたっての考え方を整理する。

具体的には、法制度の変遷の実証的研究として、主に新都市計画法制定（1968）時以降

の都市・建築規制制度を対象とし、以下の視点で調査研究を進める。

①制度導入の意図に立ち戻り、制度の導入時と現在の社会的背景や議論の前提（市街地像・建築技術等）の相違を確認する、②今日における「評価」「課題」を整理（市街地像）し、③制度の性格が意図から変質、時代と乖離してきたプロセスを追跡する、④そのうえで新たな法制度のあり方を検討する。

主に、総合設計制度（1970）、日影規制（1976）、地区計画（1980）等を対象とし、各規制制度の創設・改正の社会的背景と意図、運用指針や基準の設定等を検証し、その後の変容と市町村等における運用実態を明らかにする。とくに、制度の変遷や運用実態という現象面のみでなく、もともとその制度設計に込められていた思想や意図に着目し、その背景となる社会的要因やこれらによる変質過程を把握する。

これらをふまえ、成熟社会における制度設計のあり方について、総合的な住環境向上、私権に対する公共性、地域主権（自治体の役割）、地域主体（マネージメント）等の視点から、その成立条件を検討し、現行制度の改善や新たな制度の創設に際して留意すべき事項を考察する。

3. 研究の方法

以下の手順・方法で、調査研究を進める。

①対象とする都市計画・建築関連制度を抽出するため、制度設計及び改正に関わる関連資料の収集・整理、制度の変遷を俯瞰する（年表作成）。

②制度の創設・改正及び運用基準の設定に関わった旧建設省等関係者を把握し、インタビュー調査を実施（制度設計の主旨、当時の社会的背景、想定した市街地像、内部での議論等）し、記録を作成、新たな原資料等の入手等を行う。

③制度の運用実態を把握するため、地方公共団体関係者等へのインタビュー調査を実施（運用体制、運用面での工夫・課題、市街地形成への影響・実効性・課題等）する。

④制度設計の主旨・意図の継承性、社会経済、政治等を反映した変容プロセスの検証、制度により実現された市街地空間・市街地実態を把握・検証し、今日における評価・課題を整理することにより、新たな制度設計のあり方を検討する。

とくに、本研究では、制度の創設や改正、運用に直接関わった国の担当者（官僚、課長級等の現場職員等）・学識経験者等へのインタビューを行い、現存資料では把握が困難である当時の庁内での議論や考え方、当初想定した制度設計の主旨、さらにはその後の変遷・変容の社会的要因等を把握する。また、これら法制度成立の史実の把握のみでなく、制度の運用面（体制・人材、条例策定等）、市街地実態との関係性について明らかにするため、地方公共団体関係者や都市計画コンサルタント等にもインタビューを重ねるこ

とにより、研究目的を達成していく。

4. 研究成果

(1) 総合設計制度創設の意義と課題

わが国のインセンティブ制度の代表ともいえる総合設計制度について創設時の議論を明らかにした上で、今日的な観点から同制度創設の意義と課題を再考した。

研究の方法としては、具体的な運用基準の検討を行った総合設計委員会の議事録によって議論を整理し、「総合設計委員会答申」とこれを受けて建設省が作成・通達した許可準則と技術基準の内容およびこれらの解説文書を分析した。また当時の担当者から状況や考え方についてのヒアリングを補足的に行った。そして、同制度の論点を整理し本研究での視点を設定した後、総合設計委員会の概要と同制度の趣旨を明らかにし、主要な論点である空地と容積緩和および形態規制緩和の議論を分析した。それらを踏まえて同制度創設の意義・論点を今日的観点から考察した。

その結果、制度創設時の意図とともに、同制度の基軸である空地の概念とボーナスに関する議論や形態規制に関する実効型基準の議論の整理・分析から、当初意図と実現された制度の相違などが明らかとなった。

さらに、総合設計制度の制度と運用自体が抱える多くの課題や評価を行うため、これまでの適用実績を質量ともに総合的に検討する必要性が明らかとなった。

具体的には、以下の点が明らかとなった。

①制度創設時の意図とともに、同制度の基軸である空地の概念とボーナスに関する議論や形態規制に関する実効型基準の議論の整理・分析から、当初意図と実現された制度の相違などが明らかとなった。これらを今日の観点から考察すると、まず実効型基準実現の困難さが指摘できる。

技術基準が仕様書型基準的なものとなった経緯が明らかとなったが、現在の同制度運用にあたっての硬直性に対する種々の指摘も、技術基準の援用が大きく影響していると考えられる。

実効型基準は目標とする環境水準の達成が目的であるべきだが、建設省の担当者もこの制度によって望ましい市街地の水準(Desirable Standard)達成を推進したいとの意図を述べている。それにも関わらず一般規制水準の置き換えに留まった理由は、委員会でも指摘があった最低基準(Minimum Standard)達成が目的という建築基準法の性格に加えて、公共空地の議論でもわかるとおり目標像の共有が難しいわが国の状況では実効型基準実現は極めて困難であったと考えられる。ここで組み立てられた代替策ともいべき「一般規制水準の置き換え」という

考え方は、結果としてその後の「集団規定の合理化」でも用いられている。

一方、こうして導入された総合設計制度であるが、序章で述べた通り市街地空間形成に一定の成果をあげたといえるものの、全国の建設活動件数から見れば適用数は微々たるものでもあり、例外的制度を脱し得なかったといわざるを得ない。そして実効型基準の一般規制への導入・置き換えという意図も、同制度の先導によって進むという展開とはならなかった。1976年の日影規制導入や2002年の天空率規制導入は実効型を志向したものと捉えられるが、どちらも総合設計制度の延長ではなく、斜線制限は現在でも一般規制であり続けている。また、どちらも効果や影響に対する疑問や批判もあり、評価が分かれる規制となっているが、これも実効型基準設定に先だって必要な望ましい水準の明確化とその担保という仕組みが不在であることに起因している。まさに総合設計制度創設時の議論から伺える課題が、今日でもわが国の市街地コントロール制度が乗り越えなくてはならない課題であるといえよう。

②今後インセンティブ制度としての活用が期待されるものの、制度と運用自体に、また市街地コントロール制度研究の対象としても、多くの課題がある。

たとえば同制度の評価のため、これまでの適用実績を質量ともに総合的に検討する必要がある。とくに、周辺との連続性考慮やまちなみ・近隣環境への配慮や、実効型基準に必要な目標像を明確化し担保する仕組み、各自治体の積極的な方針・基準形成とそれに基づく運用体制の検討を行う必要性が確認された。

(2) 総合設計制度の運用実態

総合設計制度の国の許可準則等の変遷、東京都・大阪市・横浜市といった各自治体の同制度の受け止め方と運用の変遷を明らかにし、その関係と要因について分析・考察を行った。その結果、国と地方自治体の制度の考え方や運用に違いがあることはもちろんのこと、地方自治体の間でも共通点と相違点があることを具体的な制度に即して示した。

これらを踏まえて総合設計制度の評価と今後の市街地形成手法に対する示唆を得るべく考察を行う。

まず同制度は、初期からその運用の多くを自治体に委ねた先進性を備えた仕組みであるといえよう。自治体の意図によっては様々な局面や課題に対して活用を図ることができ、かつて同制度を担当していた自治体OBも「そのような観点でもっと利用できたかもしれない」と述べている。

一方で、マンション紛争建物への適用も多く、硬直的な運用や確保された空地・環境の

質に批判もあるように、毀誉褒貶相半ばする制度でもある。その運用に少なからぬ相違があることは、一方では注意が必要でもある。地方分権型すなわち地方自治体による運用の差が大きい手法は、その結果に使い手の力量が表れるということでもあるからである。運用主体がそれぞれの実情に合わせてつとも実効性を担保しなくてはならない。

研究の知見として、市街地形成における自治体裁量型の手法を活用するには、総合的な政策体系からの位置づけ、都市構造なども踏まえた適用対象地域との関連付けと方針設定、周辺環境を十分考慮しうる基準と運用などを推し進めることが必要であることが明らかとなった。

また、各自治体の基準等に着目した中で、総合設計制度にはまだ制度上も研究上も多くの課題がある。

たとえばこれまでの適用実績を質量ともに総合的に検討する必要がある。上記の必要性に即して、周辺との連続性・まちなみ・近隣環境への配慮や、実効型基準に必要な目標像を明確化し担保する仕組み、各自治体の積極的な方針・基準形成とそれに基づく運用体制の検討なども挙げられる。

(3) 地区計画制度の制度設計

1980年に創設された地区計画制度対象とし、制度設計の経緯及び運用実態と課題を整理した。とくに、制度設計の検討に携わった建設省住宅局、都市局、学識経験者といった関係主体の立場を踏まえながら、地区計画制度が必要とされた背景や制度の検討過程を整理、分析し、地区計画制度の制度設計にあたっての論点とともに、制度創設時に抱えていた課題を明らかにするための調査研究を行った。

これらの中で、以下の点が浮き彫りとなった。①国の制度設計段階における都市計画（都市局）と建築規制制度（住宅局）等の守備範囲等をめぐる調整、②国の制度設計意図（市町村の主体性・裁量性の想定）と地方公共団体の運用実態（住環境の総合性の担保）との関係、③制度化段階における私権制限と公共性（法制局）の解釈など、である。

とくに現行制度を活用、運用する地方自治体との関係という側面では、①国の制度設計では、時代的経過の中で、画一的一律的な制度設定から、多様な制度手法を整え、地方自治体レベルでの都市構造や市街地特性に応じた運用や市街地環境を担保する総合的な活用を期待するという流れがある。そして、各種制度の総合的な活用については、都道府県・市町村の主体性・裁量性を想定している。②一方、地方自治体の中には、都市像や市街地特性を踏まえ、とくに住環境の総合性の担保との関係で独自の理念により、各種制度の

抱き合わせも含め、総合的な戦略で活用・運用している事例も確認された。

地区計画制度の詳細な制度設計の経緯をたどる中では、以下の点が明らかとなった。

地区計画制度は、北欧や西ドイツの地区詳細計画研究を端緒に、建設省都市局と住宅局によって具体化が進められた。前者は市街地のスプロール化等のマクロな視点、後者はミニ開発による既成市街地の環境悪化といったミクロな視点、と両局の問題意識は若干異なっていたものの、都市計画中央審議会と建築審議会の合同会議での審議を経て、都市計画法と建築基準法の改正により地区計画制度が創設された。検討過程における制度案や議論を分析した結果、以下に示すように、当初から概ね変化せず実現した事項と、内容が変化していった事項に大別できた。

検討当初から大きく変化することなく実現した事項としては、方針と計画の二層制、土地利用と地区施設の一体化があげられる。従来の都市計画に欠けていた「総合性」を実現するものであり、地区計画の根幹にあたる枠組みともいえよう。

また、市町村主導の枠組みも概ね当初どおりに実現した。むしろ検討過程で都道府県の関与が低減されたほか、手続を市町村条例で規定することに変更される等、市町村の主体性をより高めた制度設計はその後の地方分権の動きを先取りしたとも解釈できる。

一方、検討過程で変化していった事項をみると、まず地区計画の法的位置付けがあげられる。単独法や積極的な市街地整備を意図した事業法が検討されたものの、既存の法制度との棲み分けや省内調整を経て、都市計画法・建築基準法の一部改正による規制法として落ち着いた。単独法から既存法の改正へと変化しながらも、規制を強化する手段が実現したプロセスが興味深い。住宅局からみれば、管轄する建築基準法の目的からして、より望ましい市街地を維持・形成するために最低限度を超えた強い規制を行うことは難しい。そこで、単独法としての制定を当初考えたのは当然であろう。一方、都市局は議論が具体化した時点で、単独法という認識は持っていなかった。そして合同会議を経て、制限の強化を建築条例によって実現する枠組みが考えられ、法制化された。ミニ開発による住環境の悪化が社会問題化していたことも、規制強化が可能となった背景にあると考える。

とはいえ、当初想定していた規制強化がそのまま実現できたわけではない。むしろ計画の実現手段については、検討過程を通じて、実効性が弱まる方向へ転じていった。研究段階では拘束力のある規制とされ、住宅局案でも建築確認による規制を原則としていたが、緩やかな規制を求める自治体の要請やスポ

ツト的な指定に拘束力を持たせることへの法制局の懸念等から、届出・勧告を原則とした枠組みとなった。また、地区施設の整備に関しては、両局の共通目的であり、補助金、税制措置、負担金制度の必要性が議論されていたものの、財政上の制約によりほとんど盛り込めず、最終的に実効性を獲得できたとはいえない。

また、制度の対象が限定的なものへと変容していったことも指摘できる。研究段階では対象区域の都市計画区域外への拡大も視野に入れられ、住宅局は市街化調整区域内での活用も考えていたが各省折衝で除外された。合同会議案では必要な場所から策定しつつも、市街化区域全域での策定が望ましいと明記されたが、立法化された制度は市街化区域内の3つの要件を満たした区域に限定された。

また、住宅局が望んでいたプロジェクトを想定した規制緩和型地区計画は都市局の反対により消滅し、規制強化型のみとなった。ミニ開発やスプロールの抑制が制度検討の動機だったことを考えれば当然の帰結ではあった。さらに、自治省も関係していた研究段階では、コミュニティ施設を含む物的環境を総合的に計画する案が示されたものの、建設省主体で具体化する中で、道路、公園等の基盤施設に限定された。各省、各部局の立場や意向、法律上の制約が制度の方向性に大きく影響を与えたことがうかがえる。ただし、検討過程で消滅した緩和型地区計画や市街化調整区域での策定は、その後88年、92年法改正等で実現した。制度運用を通じて、当初描いた仕組みが実現したともいえる。

今後、人口減少時代の成熟都市に対応した地区計画制度の再考に向けて、制度設計時の議論や背景を踏まえる意義としては、以下のようなものがある。たとえば、結果的に実現しなかった事項の中には、都市を取り巻く環境が変化した現在だからこそ再検討が望まれる内容も少なくない。市街化区域全域に地区計画を策定する案は、開発圧力の大きかった創設当時は困難であったが、市街地の縮退が進む現在、都市のコンパクト化や持続性の高い市街地環境を実現する手段として、立地適正化計画等の広域的な都市計画に併せて地区計画を積極的に活用することが考えられる。また、少子高齢社会において、福祉・コミュニティ施設の再編が求められる中、これらを含む総合的な物的環境計画として地区計画を位置付けることも有用であろう。

(4) 地区計画策定手続の意義と実態

本研究では、地区計画の策定手続の成立の経緯や意図を検討することで、策定手続には、A. 財産権の制限に対する利害関係者の擁護と、生活者ニーズを計画に反映させるため、B. 広範な住民参加の実現という2つの意義が

存在し、地区計画の創設過程では、これらの意義が混在していたことを明らかにした。また、都市計画が機関委任事務であるなかで、市町村に「自制的な規制」が求められていたことがわかった。こうした意義の混在と考え方が日本固有の手続を生み出した。そして、市町村は、A. B. という意義と「自制的な規制」を、さらに市町村が独自に i. ii. の仕組みとして受け止め、全員合意や同意調達という方法で財産権の制限に対する正当性を担保している実態が明らかになった。

つまり、創設過程で議論された意義と特徴が、市町村の制度運用に影響を与えたといえる一方で、市町村の解釈で生み出された手法が一般化しているといえる。他方、法律の基準があるものの、議員や議会の関与が少なく、執行機関の裁量が大きい日本の地区計画策定手続において、法律の規定を補完し、あるいはその創設の経緯や意図に沿わない「住民や利害関係者の意向の反映」「関係機関との調整」「公聴会や独自の事前手続」として運用されている実態が明らかになった。

これらの運用実態が地区計画創設当時の意義に照らして妥当な運用であるか、また、社会経済情勢の変化や地方分権における変化を踏まえ、地区計画を正当化する手続とはどのようなものであるべきか、再考を要すると考える。なお、日本の地区計画が規制制度を中心に展開されていることなどに見られる日独の土地利用制度の構造的相違と策定手続との関係については、今後の研究課題としたい。

(5) 総括

以上、現行の都市計画及び建築規制制度の中でも、住環境に大きな影響を与えた制度として、総合設計制度(1970)、地区計画(1980)を対象とし、各規制制度の創設・改正の社会的背景と意図、運用指針や基準の設定等を検証し、その後の変容と市町村等における運用実態を明らかにした。

その結果、①国の制度設計段階における都市計画(都市局)と建築規制制度(住宅局)等の守備範囲等をめぐる調整、②国の制度設計意図(市町村の主体性・裁量性の想定)と地方公共団体の運用実態(住環境の総合性の担保)との関係、③制度化段階における私権制限と公共性(法制局)の解釈など、が浮き彫りとなった。

今後は、都市計画法50年、建築法100年にむけて、種々の制度設計のプロセスについて、敷地から都市レベルまで、国の住宅局と都市局の考え方等を基軸とした分析も視野に入れて、その経緯を追跡し、種々の制度の検証と新制度の構築にむけた提案作業を進めていきたい。

5. 主な発表論文

〔雑誌論文〕 (計4件)

①大澤昭彦・桑田仁・加藤仁美・室田昌子・中西正彦、地区計画制度の成立経緯に関する研究、日本都市計画学会都市計画論文、査読有、2017、624-631

②内海麻利・室田昌子・大澤昭彦・杉田早苗、地区計画策定手続の意義と実態に関する研究 - 地区計画創設時の経緯と意図及び全国自治体調査を通して、日本都市計画学会都市計画論文集、査読有、2017、632-639

③中西正彦・大澤昭彦・加藤仁美・杉田早苗・桑田仁、総合設計制度の運用と変遷に関する研究—東京都・大阪市・横浜市に着目して

日本都市計画学会、査読有、2016、812-819

④中西正彦・大澤昭彦・杉田早苗・桑田仁・加藤仁美、総合設計制度創設における制度設計の論点と課題、日本都市計画学会都市計画論文集 Vol. 50、No. 3、査読有、2015、488-493

〔学会発表〕 (計14件)

①大澤昭彦・室田昌子・杉田早苗、地区計画制度の制定経緯—地区計画制度の成立に関する研究(その1)、日本建築学会大会梗概集F、235-236、2017

②室田昌子・桑田仁・加藤仁美、地区計画制度の意義や位置づけに関する主要な論点—地区計画制度の成立に関する研究(その2)、日本建築学会大会梗概集F、237-238、2017

③桑田仁・加藤仁美・中西正彦、地区計画制度の構成・枠組案の変遷—地区計画制度の成立に関する研究(その3)、日本建築学会大会梗概集F、239-240、2017

④加藤仁美・中西正彦・内海麻利、地区計画制度の計画内容と担保措置の変遷—地区計画制度の成立に関する研究(その4)、日本建築学会大会梗概集F、241-242、2017

⑤内海麻利・杉田早苗・大澤昭彦、地区計画制度の策定手続の意義—地区計画制度の成立に関する研究(その5)、日本建築学会大会梗概集F、243-244、2017

⑥桑田仁・中西正彦・大澤昭彦・加藤仁美・杉田早苗、東京都における総合設計制度の導入と運用—自治体における総合設計制度の運用に関する研究(その1)、日本建築学会大会梗概集F、577、578、2016

⑦大澤昭彦・加藤仁美・杉田早苗・桑田仁・中西正彦、大阪市における総合設計制度の導入と運用—自治体における総合設計制度の運用に関する研究(その2)、日本建築学会大会梗概集F、579、580、2016

⑧加藤仁美、中西正彦、大澤昭彦、杉田早苗、桑田仁、横浜市における市街地環境設計制度の導入と運用—自治体における総合設計制度の運用に関する研究(その3)日本建築学会大会梗概集F、581、582、2016

⑨中西正彦、大澤昭彦、杉田早苗、桑田仁、

加藤仁美、総合設計制度および自治体の運用の変遷—自治体における総合設計制度の運用に関する研究(その4)日本建築学会大会梗概集F、583、584、2016

⑩大澤昭彦・杉田早苗・加藤仁美・桑田仁・中西正彦、「総合設計委員会」答申について—総合設計制度の成立に関する研究(その1)、日本建築学会大会梗概集F、819-820、2015

⑪杉田早苗・加藤仁美・桑田仁・中西正彦・大澤昭彦、総合設計制度導入時における空地の議論—総合設計制度の成立に関する研究(その2)、日本建築学会大会梗概集F、821-822、2015

⑫桑田仁・中西正彦・大澤昭彦・加藤仁美・杉田早苗、総合設計制度導入時における形態規制基準の議論—総合設計制度の成立に関する研究(その3)、日本建築学会大会梗概集F、823-824、2015

⑬中西正彦・大澤昭彦・加藤仁美・杉田早苗・桑田仁、総合設計制度の今日的評価—総合設計制度の成立に関する研究(その4)、日本建築学会大会梗概集F、825-826、2015

6. 研究組織

(1) 研究代表者

加藤 仁美 (KATO, Hitomi)

東海大学・工学部・教授

研究者番号：00152736

(2) 研究分担者

大澤 昭彦 (OSAWA, Akihiko)

高崎経済大学・地域政策学部・准教授

研究者番号：80619809

中西 正彦 (NAKANISHI, Masahiko)

横浜市立大学・都市社会文化研究科・准教授

研究者番号：20345391

杉田 早苗 (SUGITA, Sanae)

東京工業大学・環境・社会理工学院・助教

研究者番号：90313353

桑田 仁 (Kuwata, Hitoshi)

芝浦工業大学・建築学部・教授

研究者番号：50276458

室田 昌子 (Murota, Masako)

東京都市大学・環境学部・教授

研究者番号：90366849

内海 麻利 (Uchiumi, Mari)

駒澤大学・法学部・教授

研究者番号：60365533